

令和5年11月17日

令和5年第11回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年11月17日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1 番	小林 増次	2 番	片山 剛	3 番	松宮 榮昭
4 番	隅 ふじ江	5 番	藤中 京子	6 番	小川 栄太郎
7 番	上尾 家隆	9 番	中尾 正浩	10 番	黒崎 友美
12 番	原田 孝親	13 番	林 聖文	16 番	森川 稔己
14 番	藤村 浩司	15 番	刀祢明 薫	17 番	清弘 進
18 番	梅川 仁樹				

3 本日の総会に欠席した委員

8 番 藤本 哲

11 番 塚田 由美子

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局 長 有馬 秀樹
由宇支所 小池 泰弘
周東支所 沖田 史典
美和支所 田村 尚巳

次 長 後 詳子
周東支所 木村 茂泰
錦 支 所 香西 和久
事 務 局 木村 吉秀

5 会長は午前10時00分、委員総数18名の内16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

7 番 上尾 家隆

9 番 中尾 正浩

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 3 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 農地所有適格法人報告書の提出について
- 6 現況証明

9 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和5年第11回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、7番 上尾 家隆委員と9番 中尾 正浩委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

「議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、69㎡外1筆、合計282㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、灘出張所から西方に直線距離で約550mに位置します。

譲渡人は、相続で取得しましたが、農業経験がなく耕作できず、手放しを模索していたところ、経営規模の拡大を目指していた譲受人と話がまとまり、売却することになりました。

10月25日に事務局と現地調査を行いました。周辺は住宅化が進み、当農地も住宅に隣接しております。■は、地目は田ですが埋め立てされ、また一部は宅地用の駐車場として使用していたこととのことでした。駐車場の部分は、現状は耕耘されて畑地に再生されておりました。

譲受人は、近隣に住まいし、自家耕作地に隣接した農地を取得して一体的な営農を目指し、当面は自家消費野菜やミカン栽培を行うとのことでした。

調査項目に従って、確認いたしましたが、特に問題となる点はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、404 m²外1筆、合計585 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の刀祢明委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

申請地は南河内出張所より南西へ直線で約1.7kmに位置する農地です。

譲渡人は、遠方に居住しており、草刈などの管理をしていたが、高齢となり農業後継者もないことから、譲受人に贈与を申し出たとのことです。譲受人は、譲渡人が海外勤務で耕作できない時期から、申請地の田植えや収穫を手伝ってきた経緯もあり、また今後農業経営を拡大していきたいと考えていたので、このたびの申し入れを受けたとのことです。

10月27日に事務局職員と一緒に調査項目に従い、現地調査を行いました。譲受人は、会社勤務の傍ら、自己所有農地以外にも近隣農地の耕作を手伝っており退職後は、近隣の休耕田を取得し、米等の収穫量を増やしていきたいと農業経営に意欲をもっております。近隣農地への影響もなく3条許可は適当と思われます。

皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況、ともに畑。面積は、24 m²外1筆、合計944 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満た

しております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は玖珂支所奏より北へ約1 kmのところに位置しております。

譲渡人は、申請地を平成13年に相続しておりますが、県外に居住しており、仕事も忙しいために農地の善良な管理ができていませんでした。

譲受人の所有する畑と申請地とは隣接しております。譲受人は現在30aで農業経営を行っておりますが、このたび周辺環境の保全を図るとともに経営規模の拡大を図るために譲渡人との合意に至ったことから権利移動しようとするものです。

11月1日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、550 m²外1筆、合計1,939 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、周東祖生出張所より南西へ約2 km、祖生地区の下東という地区にあります。

譲渡人は、5年に相続をしております。お母さんが亡くなって相続だったのですが、高齢で遠方に居住しており、耕作できず、このたび譲受人との合意に至ったので権利移動をしようとするものです。譲受人は、約10年前に新規農業を始め、現在3.3haで農業経営をしております。主に自然薯を栽培しております。居宅と合わせて取得するので、経営規模の拡大を図れると合意に至り権利移動をするものです。

10月16日に支所担当者と現地確認を行いました。特に問題はなく許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、906 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、周東総合支所日向より西に約1.8kmに位置する農地です。

譲渡人は、もともと住んでいた広島に住みたいということで、農地を含む土地・建物を手放したいと考えていたところ、譲受人に買い取っていただくことになりました。譲受人は実家のある町内で、自家消費のための野菜を作ることのできる場所に移住したいと考えておりました。許可後町内に転居することです。転居後に当該農地を整地する予定にしております。種まきから収穫までの一連の作業を家族で行い、農業の技術取得は町内に住んでいる両親に教えてもらうつもりです。必要な農機具等があれば両親に譲り受ける予定でございます。

10月26日に支所担当職員と調査項目に従って、現地調査をいたしました。が、問題ないと思います。どうかご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,999 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、周東総合支所から南東に約 1.2 k m に位置します。

譲渡人は、申請地を約 30 年前、4 人で相続しましたが、うち 1 人は、隣の玖珂町に、ほかの 3 人は県外に居住しており、全員が高齢でもあり、適正に耕作はできないことから譲受人に贈与しようとするものです。

譲受人は現在、畑 0.6ha、田を 2.4ha を耕作し、耕作意欲もあることから譲渡人から贈与の申し出があり、合意に至ったものです。

10 月 26 日に、支所事務局調査項目に従い調査しましたが、周辺農地等何ら影響はないものと考えられ、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6 番を許可することを決定します。

次に、7 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7 番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,051 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、周東総合支所日向より西に約 4.29 k m に位置する農地です。

譲渡人は、昭和 63 年に相続で農地を取得しておりますが、高齢のため以前から自身で耕作ができないことを加え、遠方に居住しているので農地の管理ができません。管理のできる人を探していたところ、譲受人が経営規模拡大を図りたいと考えて、農地が居住地近辺であり、管理しやすいことから譲受人と合意に至り、権利移動しようとするものです。農機具等は、一式保有しております。また家族で水稻と野菜等を作付けする予定にしております。

10 月 26 日に支所担当職員と現地調査をいたしました。問題ないと思います。どうかご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事務局

8番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,825 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、周東総合支所日向より西に約1.8kmに位置する農地です。

譲渡人は、高齢で遠方に居住しており、耕作することができないため譲ることにいたしました。譲受人は、自宅の西隣が農地なので、利便性もよく経営規模を拡大するには適した土地であるため取得することにしました。農機具等は保有しており、家族で水稻、野菜等を作付けする予定です。農業の維持発展に関する話し合いや活動へ参加をし、農道・水路等の共同利用施設の取り決めの遵守を行うようです。

10月26日に支所担当職員と調査項目に従い、現地調査をいたしました。何ら問題ないと思います。どうかご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事務局

9番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,002 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 13 番

周東総合支所より、北西へ約1.88kmのところにございます。

10月27日に担当職員と調査に入りました。

譲渡人は、周南市に居住しております。譲受人は、高齢ではありますが、

元気で家族も含め協力もあり、問題はないと思います。

調査項目に従い調査の結果、3条申請は適当と思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

次に、10番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

10番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田及び畑、現況、畑。面積は、1,115 m²外1筆、合計1,440 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

申請地は、美和総合支所から北に約2.7km、県道岩国佐伯線沿いに位置する農地で、地目は田畑です。

譲受人は、経営規模を拡大したいと希望しておりました。譲渡人は、終活考えていたところ、兄弟である譲受人に相談したところ、農地を引きとると話がまとまったようです。

11月1日に事務局とともに調査項目に照らし合わせ現地調査を行い、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を許可することを決定します。

次に、11番、12番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について、一括審議といたします。

では、11番・12番を事務局より議案説明してください。

事務局

11番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,000 m²外2筆で、合計2,157 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

12番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,054 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、11番および12番の追加説明をお願いします。

第12番

申請地は、美和総合支所から西へ約7.1km、県道本郷周東線沿いに位置する農地で、地目は田です。

譲受人は、経営規模を拡大したいと希望していました。譲渡人は、後継者がいないため、今後、農地を適正に維持することが困難になると考え譲受人に相談したところ、話がまとまりました。

11月1日に事務局とともに調査項目に照らし合わせ現地調査を行い、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

つづいて、申請地は、美和総合支所から約7.1km、県道本郷周東線沿いに位置する農地で、地目は田です。

譲受人は、経営規模を拡大したいと希望していました。譲渡人は、後継者がいないため、今後、農地を適正に維持することが困難になると考え、譲受人に相談したところ、話がまとまったようです。

11月1日に事務局とともに調査項目に照らし合わせ現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、11番・12番を許可することを決定します。

続いて、「議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1 番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、荒廃。面積は、982 m²の内、37 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、進入路の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、被害防除計画書も添付されております。

また、本件につきましては、議案中に「農振農用地除外後施行」とありますが、11月8日付で、農振農用地からの除外の手続きが完了いたしております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、由宇総合支所より南へ約4kmの場所に位置する農振地域内農用地区域外の第2種農地です。

申請人は、昭和60年ごろ所有する土地が雑種地であると勘違いをしまして、自宅への進入路を設置いたしました。このたび別案件で、5条申請の手続きをした際、この土地が実際には農地であったことが判明したことから4条申請の申し出をしたものです。

10月30日、事務局支所担当者とともに調査項目に従い、現地調査を行いました。始末書も提出されており、4条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1 番 由宇地区

権利の種類は、使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、982 m²の内、309 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

第 16 番

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、被害防除計画書も添付されております。

また、本件につきましても、議案中に「農振農用地除外後施行」とありますが、11月8日付で、農振農用地からの除外の手続きが完了いたしております。

担当の森川委員、追加説明をお願いします。

それでは、追加説明いたします。

申請地は、先ほど、4条申請で補足説明をした対象の農地と同様の農地でございます。

自宅進入路の北側に位置する農地の一部を自己用住宅として転用するものです。

借受人は、現在借家に住んでおり、手狭になったため新築を検討しておりましたが、高齢になった祖父の生活支援を行うため、祖父の家に隣接した当該申請地を変えて、家を建てることとしました。

一方貸付人は、高齢のため耕作が困難となり、農業の委託先も見つからないことから、孫である借受人からの使用貸借の申し出に応じることとしたものです。

10月30日、事務局支所担当者とともに調査項目に従い、現地調査を行い、申請書類も確認いたしましたが、周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 由宇地区

権利の種類は、使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、3,156㎡の内、653㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、露天駐車場の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、被害防除計画書も添付されております。

担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、由宇総合支所より西へ約5.5kmの場所に位置する農振地域内

農用地区域外の第2種農地です。

借受人は、リサイクル業を営んでいますが、以前から駐車場の確保に苦慮をしていました。令和3年から、父親が所有する当該申請地を事業用車両の駐車場として無許可で使用していましたが、このたび、事業用従業員用の車両および来客用駐車場として整備することとしました。

一方、貸付人は高齢のため耕作が困難となり、農作業の委託先も見つからないことから息子である借受人から使用貸借の申し出に応じることとしたものです。

10月30日、事務局支所担当者とともに現地調査を行いました。申請地については事業用車両の駐車場として利用されている他、車両用コンテナが設置されておりました。こちらにつきましては撤去する予定であるとのことでした。その他の書類も確認いたしましたが周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、928㎡外2筆、合計2,372㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、建売住宅の建築です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

それでは、追加説明いたします。

この場所は玖珂支所奏より東に約1kmのところにあります。権利移動は所有権の移転です。

この場所に木造かわらぶき平屋8棟の建設でございます。雨水・汚水は岩国市上下水道に接続可能です。

この土地は、農振農用地でしたが、8月の見直しで除外されております。また土地改良区の意見書も添付されております。

先ほど説明もありました事業計画書・被害防除計画書・資金計画書の提出もなされております。

公道幅員6mの接続も可能です。

10月30日に現地調査に行っております。周辺農地にはなにも影響はありません。5条申請は許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、413㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、被害防除計画書も添付されております。

担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は周東総合支所より南に約1.8kmに位置します。

譲渡人は、市外に住んでおり、申請地は長い間休耕となっており、この先の耕作も見込めません。譲受人は、隣町に居住しており、環境の良い申請地を自己用住宅地として求めたものです。

10月26日に支所担当者と調査項目に従い、調査いたしました。雨水は溜枒から道路の側溝、汚水は公共下水道と周辺農地への影響もないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、438㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は周東総合支所日向より、西へ約 1.24 km に位置する農地です。

譲渡人は、平成8年に相続で農地を取得しました。高齢に加えて、事業繁多のため、農地の善良の管理ができない状況にあります。譲受人は、現在借家に居住しており、以前から自己用住宅用地を探しており、このたび話しがあり譲渡人との協議のうで双方合意に至ったことから申請を申請して権利移動しようというものです。

自己用住宅の建築については、周辺に悪影響を及ぼさないよう十分留意し、自己責任において対応するそうです。

排水計画書では、雨水は自然流化、道路側の側溝に流すそうです。汚水、し尿排水、生活排水は公共下水道で処理をいたします。その他、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書が提出されております。問題はないと思います。

10月26日事務局職員とともに調査項目に従って現地調査をいたしました。何ら問題はなく、許可相当と判断いたしました。どうかご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとし、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、158 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、研修所の用地です。農地区分は、市街化区域です。

他2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長	報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。
事 務 局	1番 岩国地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、雑種地。面積は、714㎡の内、168.14㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、農業用倉庫及び進入路の設置です。農地区分は、市街化区域です。 以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議 長	報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。
事 務 局	1番 岩国地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、545㎡外1筆、合計545.85㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、建売住宅です。農地区分は、市街化区域です。 ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議 長	報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。
事 務 局	1番 玖珂地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、1,897㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、合意解約です。 ほか2件、合計3件の通知がありました。
議 長	報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。
事 務 局	1番 岩国地区 報告年月日は、令和5年10月10日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、6月1日から5月31日。法人形態は株式会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。 以上1件の提出がありました。
議 長	報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

事務局

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

- ・ 4月1日公告分の利用権設定について
- ・ 農業新聞の申請書の回収について

議長

次回定例総会は、12月8日（金）午後1時30分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しています。

また、その総会終了後、午後3時から、市役所本庁5階53会議室で、農林水産省中国四国農政局山口県拠点 東部地区担当者と女性委員との意見交換会を行う予定です。

よろしくお願いします。

なお、本日の耕作放棄地調査は実施せず、現在、周東地区で検討中の太陽光発電関連の案件について、私と片山職務代理者、地区の正副担当の清弘委員・林委員と現地視察を行います。

午後1時30分に周東総合支所に集合となりますので、よろしくお願いします。

これで総会は、終了します。

次回総会について

令和5年12月8日 金曜日 午後1時30分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時51分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 上 氏 家 隆

署名委員 中 尾 正 浩